#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

島津氏の南方交通: 大迫文書に關する考察

長沼, 賢海

https://doi.org/10.15017/2339182

出版情報:史淵. 27, pp.115-132, 1942-03-30. 九州帝国大学法文学部

バージョン: 権利関係:

# 島津氏の南方交通

――大迫文書に闘する考察―

沼 賢 海

長

據してゐたものである。 對馬に同姓根占氏あり、鎌倉時代のものとおぼしき旗を所有してゐる。</br> 幡の執印であつた執印氏、揖宿郡の揖宿氏、 史がある。 之れ等の諸氏には關係なく薩南の山川津及び坊津、 の頃大隅より對馬に別家土着したものであらう。 た際、發見したことがある。 への基地として重要なる泊であつたことは云ふ迄もない。 薩藩舊記を案するに中世に於ける薩隅の海賊 大迫文書に文禄、 かやうな豪族の歴史が郷土にあり、 慶長前後に島津氏が朝鮮入りをしてゐる事が見えてゐる。 揖宿氏の城跡は今に存し、 根占は繭寝氏の別れであつて、同氏が北の方朝鮮方面に發展せることもあ 肝屬郡の禰寝氏等尠からず、殊に禰寢氏は遠く北方に擴り 之れ等の海賊諸氏とは別に海外交通史上に名有る諸港を (海上豪賊の意) として海上に活動したるものに新田八 揖宿 其の他京泊、 予の所謂海賊城を稱する種類の城跡に屬してゐる。 爾寢兩氏は鹿兒島灣の入口を扼する同名地に割 殊に山川港と琉球往來とは離るべからざる歴 阿久根等は何れも九州から南方の洋上 十年ばかり前此の地方を探訪し (一二七頁を参看)其

島津氏の南方交通

た時、 要な位置にあつた此の地方に於て、博多、 有してゐる。 易家を稱せられる者にして、 づ鹿兒島に來朝せしめた者は、 5 恐らく始めて世に出たものであらう。これに依つて多年の疑問が十分に解説された觀がある。恐らく此 ではあつたが、ともかくも日本最初の傳導を薩南に於て開始したのである。 であるとも 迫吉之丞が島津惟新に事へて鹿兒島から江戸へ直走船の上来して成功したことが分かる。 のであらう。 の朱印狀があつた。 3 の家は武士の家ではなかつたが、 に昭和十四年鹿兒島市の百貨店山形屋に於て、 果せるかなフランシスコ・ザビエルを南洋から迎へ、 山川の大迫文書の陳列されてあるのを見ると、慶長十二年十月六日附け、 いは 薩隅の人々が、 併し之れを傳へる文献が前記薩藩舊記には見えてゐない。 れるが、 勿論異國日記に記録されてゐないものであり、 恐らくそれは切支丹法名であらう。 今日に傳へられるもの」ないのは誠に不思議といはなければならない。 かうした形勢を天文弘治以來、 鹿兒島の士族アンジェロなるものであつた。 島津義弘の内の者として前記薩隅の海賊豪族と歴史を同じうしてゐる 長崎其の他上方地方に於て頗る多く出現した世に謂ふ海外貿 內閣情報局主催の紀元二千六百年記念展覽會が催され 彼れをして化を皇土に布かしめんがため、 そしてザビエ 慶長元和の時代まで持ち續けない筈はな 當時の海外交通史上の資料として、 同文書に次の如き ルは頗る成功しなかつた かうした切支丹布教史上 アンジェロ カ 2 ボジ は勘四郎の音譯 ヤ國渡航発許 一通あり、 大 然

以後者山川之居屋敷、 其方事、 親惟新様に御奉公爲申上事候、殊今度者江戸へ致直走舟之上乘、 加子役御冤候而、 直走之船頭可被仰付由、江戸より此度被仰下候間、 仕合能, 早 々能下候。 如其申

渡候、別儀有間敷者也

寬永九年九月五日

津 守(花 押)

攝

下

野

守

## 大迫吉丞殿

及び水主税を発ぜられ、直通船の船頭方を中付けられたのである。 此の文書の内容は前記の如く江戸直走船の上乗りに成功したが爲め、 文祿慶長役の際であつた。次の伊集院幸侃の文書に依て明白である。 而して山川の屋敷税発除はこれより 山川港にあつた其の第宅の屋敷税 日は

先 山川屋敷公役之事、 御船頭被申候付、 於高麗御冤之由相濟候、 此等之旨山川對給人も拙者前る可申理(カ)

候、其心得肝要候恐々 謹言

十月十二日

伊土入幸侃判

# 大迫新左衛門入道殿參

の航路は九州東岸を往來し、 江戸に直通する船路を乗ることをいふのであらう。 ある。直走船の意味は判明しないが、鹿兒島から佐多岬を迂廻し、 である。 右に依て山川屋敷税の冤除は之より先、 それが直走船に成功して直走船の船頭にさせられ、 必ず門司關を通ることに定められ、 文祿慶長の役に功があつて船頭を命ぜられた時に行はれたもの 王朝時代に於ける上方から九州南部、日向、 屋敷税とこもに水主税をも発除されたので ついで豐後から門司を通らずして直に 土佐沖から熊野灘、遠州灘を越えて

一一七

島津氏の南方交通

が如きものとしても無理ではあるまい。 湊から關東に出船したこともある。 多くの伊勢の御厨が東海開東方面にあつたことも首肯されるのである。 た。 思はれるふしがある。 社領であり、 尤も吉野時代に、 ら考へると、右文書の直走線が予の推定の如くであるとすれば、 津の邊で上陸して陸路南下するのが常であったやうである。 路である。 自然の變化であつたらう。 東航することが許されるのである。 江戸時代には佐多岬を越える難航を避けて、 中世に於ける薩隅への上方からの航路は、 又吉野時代に土佐、 熊野海賊が大隅を使したことがある。 熊野又は伊勢(大湊) 神武天皇の御東航の路は、 九州に活動あらせられた諸皇子は何れも土佐沖を東西してゐられたと 蓋し航海術の極めて幼稚な時代から漸時發達して來るに從つて起る かうした事質を考へるを鹿兒島から江戸への直走線が予の推定する から關東方面への航路も相當古くから開けてゐたらしい。 九州西岸を航するのが普通であつた。かうした沿革か 最も原始的な時代に於ける西日本の東西往來の航 必ず内海を東し、 叉中世日向高千穗莊 俊寬僧都の南島へ移される途もさうであつ それは餘り普通の航路ではなかつ 親房は失敗はしたが大擧して大 九州東岸を南下し、 (東臼杵郡) は熊野神社 細島 美

家であるから、 であらう。江戸時代で云ふならば武士と百姓との相違があつたのである。 山 それが又遠く南支那から南洋に迄往來しない筈はないのである。 川土着の海の子の家であつた大迫氏が、 前記薩隅の海上活動の歴史を有する諸豪族とは自ら家の格式に於て多くの段階があつた 北は朝鮮東は江戸へと自由に往來した名船頭であつたらし 大迫氏は船頭方に召かり 併し豪族が南洋に航通したい られた

あつたのである。大迫氏は恐らく山川土着の海の子の家としては代々の豪家であつたのであらう。 と云つても、島津義弘が大迫氏を有してゐるやうに、 多くの大泊氏を配下にしてゐなければ、不可能で

印也 朱印へ大迫吉之丞カンボヤへ令渡海時、嶋津兵庫守様より內府様へ言上、 被御申受、吉之丞へ被下候御 注してある。 家傳の慶長十二年の朱印の説明書が同文書の中にあり、 御手跡せタイ(承免)長老トヤラン申候出家之被遊ョシ候」とあり、 恐らく其の當時に近いものであらう。 朱印狀には執筆承兌長老と 「此御

一、安南國 附天南國

慶長十年乙巳七月朔日

慶長十孟秋初三日

島。嶋

津

陸

奥

守

津

陸

奥

守

七、暹雞國

同(慶長九)年閏八月十二日

慶長十二年丁未小春十八日

島

津津

陸陸

奥 奥

守守

島

七、順化

同(慶長九)八月廿六日

同(慶長九)閏八月十二日

十、西洋

島津氏の南方交通

島津陸奥守

同

一九

## 島津氏の南方交通

同(慶長九)年七月三日

島津陸奥守

慶長十一年丙午九月十七日

山口駿河守薩州ョリ彼申入也船頭へ次山ト云敷、(下略)

てある。 酉正月十一日、 島津氏宛ての分を拔書きしたものである。 た同狀の目錄帳もある。 みである。 時代に發行した朱印狀の目錄帳があり、 金地院崇傳長老が慶長十三年圓光寺元佶とともに相國寺承兌の歿後外交事務を取るに至つた時、 又傳長老の同目錄帳には、 「琉球人二被遣由也、 **暹羅國行の朱印一通のみである。** いづれも同名を以て呼ばれてゐる。 島津陸奥守殿さつまに被下」を注してある。 島津氏宛てのものは元和元年乙卯九月九日、 それを異國御朱印帳といひ、 元估發行の朱印の目錄帳には島津宛てのものは慶長十四年己 「本上州狀アリ、 右にかかぐるところは承兌の御朱印 山駿 元佶及び傅長老がそれく一發行し (山口駿河守) 取次也」と注 呂宋行きの朱印 相兌 帳から 通の 0

十通未滿である。故に當時朱印船の最も多く集つたカンボジャへは、 は柬埔寨行きが最も多數で十六通、 右目錄には漏れてゐる。 なつたとある。 南洋一帶を漠とさしたので、 急に尠くなつてゐる。島津船の行先きには西洋行きのもの二通あり、 右三つの目録帳に據れば、島津氏の受けた朱印船は多く島津義弘の時代であつて、 (異國日記) 承兌の目錄の行先き別の目錄 其の外は安南、 何處にも通用した分けである。 其の他呂宋(十四通)暹羅(十二通)安南國(十通)等で、 遲維、 順化等であつて、 (異國日記) 自然傳長老時代には西洋をあてた者は無く 大迫氏所傳 に據れば、 島津船も行つたのであらう。 西洋は今云ふ南洋といふに當り、 西洋行き十八通を除いて のカンボ 次の家久時代には ジャ行きの分は 他は皆 之れ

等の島津船は直接島津氏之れを經營したのであらうか。

島の 所あ 去歲 復書翰集に其の四通を載せて解説されてゐる。 津氏の貿易を切望し、 國 け 島津領内の或る島にて難破したので、 1= 人が同時に「南蠻國司四老」と宛て、題に「答南蠻四國老書」とある。 て廣東に避難し、 ス以下四人なるべしとある)の音問の書狀に對して謝意を述べ、 を送らんこと乞うてゐる。 のである。内容は有無相通じて、互ひに其の所を得んこいふ互市の理想を述べ、 異國所 せざるも、 「貴邦商客之所」得而能知」之也、今也雖」欲言。然說」、之、夷語難、酹、伏乞亮察」とある。 n マニラにゐたフイリツピンの太守ドン・ペドロ・デ・アクニヤに宛て、 (慶長十六年) 島津少將家久」 水御書之草案及び南浦文集に、 我れ亦貴邦に求めんとする所は、 旣に 南蠻船主某及びマカオの四老等の救助を受け、 五島に歸着せる事を深謝 の音問の書及び國司四老 から 彼我商船の往來を希望してゐる點を注意しなければならぬ。 「南蠻船主大肆長」と宛て、 第二通「答南蠻船主書」は後述に譲り、 新船を給して、 南浦玄昌の稿せる異國向き島津氏の書あり、 لر 他日使一价を遺はして之れを告げん云々とある。 (村上博士の注に、 其の第 若し我れに求めんとする事あらば、 歸帆せしめたことを報じ、 題に「答南蠻船主書」とあるものであ 一通は慶長十一年正月日附け、 船を修復して歸朝の途に就き、 去春島津船安南に航する途上、 7 第三通は壬子 カオ市の政治を執りしマ 略ぼ前書と同意であるが、 題に「與蠻君書」をあるも 去年フィリツ 來年を期して市 (慶長十七) ・以上島津氏が南方に 使者を送つて通ずる 島津義弘 村上博士の異國往 第四通は同 又 何れも島 八月日 ピン船が 未だ歸 難 內容 ル 舶 末文 破 艘 バ は 附 L

大迫文書の中に左の一通あ 子役免除された事情につきては既に述べた。 右の次山や其の外多くゐたであらう船頭や商人の實體を説明するものが、 5. 山の名が見えてゐるばかりである。 崎 大迫吉之丞である。 遣はした書狀に貿易を熱望してゐた有様を上記の異國御朱印帳に見えてゐる島津氏の朱印狀 した方面の文献としては僅かに承兌の目錄帳に慶長十一年山口駿河守が薩摩から申入れた條に、 の船敷と船頭、資金とそれを運營する商客等の活動事情が、 大名や豪商の分に對 Щ 平戸を含む地區に負けてるたのでないことも分明であらう。 口駿河守は如何なる人か不明だが、 彼れは山川港に割據してゐた海商であり、 比較的多い事質に勘合せば、 次山は何れ山川か 屡々御朱印の口入、 以下彼れの海外渡航の事情を史料の示すま」に述べよう。 九州南部の海外活動は必ずしも其の北部博多、 坊津あたりに居住してゐた海人であつたであ 史料の不十分に依て明瞭にされ難 島津義弘の船頭に用ひられ、 取次をなしてゐる。 たゞこ」に島津氏 實に大迫文書に依 の經營にはそれ (異國渡海朱印帳) て描 屋敷役、 の敷が他 船頭 かれ さう 相應 加 0

明年四月大唐川内に船を可指渡之旨、 内府様に得御意、 申付儀候、 客衆以下あひす」め可隠渡用意肝

要候也

八月廿七日

惟

新判

大迫新左衞門尉殿

義弘は入道して惟新と號し、猶ほ海外交通の事を經營してゐた。 幕府から與へられた朱印は其の子陸

奥守家久の受ける所であつたが、恐らくそれは名儀に過ぎなかつたものであらう。 安南國 河内であらう。 死去する以前に屬してゐる。 は慶長九、十、十一、十二の頃のものが最も多く、 b 方名を用ひたやうに、 義弘の命に依てカンボジャの外、河内、呂宋、天川等にも往來したことが明白である。 發行した朱印に對し、 たかも知れない。 方)を西洋と稱したものかも知れない。 亦呂宋が大唐に近きが故であらう。現今の南洋諸地方の中、北部を大唐の名下に入れ、それより外部(南 も猶ほ在つたことが推定される。 印帳島津受けの朱印には、 此 はたを持候而川内國へ参候はど、 附天南國 大唐とあるの 大迫文書に族の説明せるものがある。 遲羅、 河内の國旗を與へられてゐたもの」やうである。 大唐と漠然稱したものであらう。大迫文書に此の外大唐呂宋とせるものあり、これ 順化 河内行き、呂宋行きの分は一通も載つてゐない。 は河内は海南島を去ること甚だ遠くなかつたので、 右文書の事件も慶長十年前後の事であつたらう。 西洋の外大迫氏の出入した國に河内、 海賊豪族を多く有する島津としては、 無別儀馳走被成候、 大唐の範圍は或は華僑の居住の多い地方を包含したものであ 元和のものが終りであつて、 その文に「このはた 日本將軍御朱印之類也」とあり、 呂宋、 此の外大迫文書に依て大迫氏は 南洋一帶到らしめざる國はなか 天川がある 島津氏受け朱印の行先きは 川内は現今の佛領安南の 西洋といふ漠然たる地 何れも惟新が元和 國川内之屋形のはたな 島津陸奥守宛て朱印 而して異國御朱 址 幕府から の外に 五年

大迫文書の中右通商關係以外切支丹普及の問題に就いて、 島津氏の南方交通 重要な史料を提供するのが次にかくげる寛

つたとも考へられる。

あ が爲め全文を左に掲げる。 する貴重な一般的史料を提供するものである。 至つた來歴 永十一年戊三月日附け、大迫吉之丞より「御口事聞衆」に宛てた、 中には誤讀もあらう。 に關する自白狀である。 此の文書は虫喰ひが多い上、寫眞に撮つたものを讀んだので、解し難い點も 讀者の諒察を乞ふ。 之れに依て知る所は當時の切支丹豪商、 相當長文のものではあるが、 自身切支丹宗門に歸依し、 切支丹大名の切支丹化 一般研究者の便宜に資せん 後轉ぶに に對

### 口上贵

今度きりしたん宗旨御改二付、 而無之通、 被成候砌 書物ヲ以、 拙者事興國寺之寺領依罷居候處、 細女申上候事 本田源左衞門殿、 右御三人彼方へ御尋被成候二付、 有馬主馬之丞殿、 伊集院□右京 拙者きりしたん宗 衛門殿、 山川中御改

殿 得御意、 我等事先祖已來、 申候ハ、御意乍申、數寄不申宗旨ニ而、 に而候ニ付い 老ら被仰聞候ハ、此節大唐るすん之國へ、船ヲ被差渡、空(唐の意か)壺被召寄度ニ付、 へ鬼利死旦宗ニ可能成由、 御三人御使ニ而被仰聞候ハ、今度爲上意、 御朱印申受、被仰付儀候條、可罷渡山、 此節はきり死旦宗に罷成い 惟新様御內之者二而御座候故、先年惟新様、御在伏見被遊候時分、爲御意、 御受仕候處、 あいさつといたし、 追付曾木五兵衞殿本田源右衞門殿御使二而、具足甲幷手鑓 御座候へ共、 致渡唐候、 本田六右衛門殿、 御何事も奉公之儀ニ御座候故、 るすんと中國、 御用等も可相達由、被仰聞候故、 伊勢平左衛門殿、 皆鬼利死丹宗旨之もの共 任上意、 JH 上四郎 內府樣 此節 旅施 拙者 兵衛

出□仕、天竺之內るすんと申國江龍渡申候事(虫) 壹本、刀大小、其外御紋付之羽織拜領、誠難有仕合二而、 川內 (虫) |唐船被召立、阿久根ゟ正月下旬

任御意、 新様、 中樣伊勢兵部少輔殿、嶋津市之正殿、 二本二而、 るすん屋形、從是御進物、 ろび申り 而御座候、 本田源右衛門殿、中山彦兵衞殿、川上久右衞門殿、南江覺右衞門殿ヲ以、 鬼利死旦宗二能成了 則禪宗ニ罷成、當所德雲庵へ先祖己來旦那候故、 御座候故、鹿兒島御屋形江伊地知可清□、薬師寺六左衞門殿入道ヲ以、 則るすん屋形へ差上、別而御取持二而候、 金屛風壹雙、 致渡唐、 御祝着被遊候、 御兩人分御證文、御受取被下、干今頭載仕候、然處追付從惟 **丼御馬壹疋、** 伊作野月毛、六才之駒、 則右宗旨相捨可申旨、 追付歸朝之刻、 血脈證文中受候事 爲御禮物、 被仰付、 鞍道具等、 被仰聞候 上納仕候 空壺九ツ、 不及口能にこ 皆金仕· へ、今度 御老 卷物

今度 申候 其後、惟新様開聞宮に御社参被遊候ニ付、我等事加治木へ被召寄、曾木五兵衞殿御使ニ而被仰聞候 其外地下中之衆も、皆々被存知候事 へ、此節開閉宮へ御參詣被遊筈ニ候、就其前に渡唐之砌、 御宿被遊、三日御滯留二而御座候儀、 御光儀被遊儀二候條、 其節ゟ則禪宗ニ罷成申候由、 若右宗旨相殘候へ、御宿被遊間敷由、 證據人相立、 山川衆日高九兵衞殿、 切以申上候二付、 被仰付候鬼利死旦之宗旨、 兩所權現之座主太夫、記左京太夫、 被仰出候二付、 山川へ兩度御光儀被遊、 少も無別儀 相捨申候哉 拙者所 相捨

今度鬼利死旦宗旨二而、 島津氏の南方交通 無御座候證據、 細々書物ヲ以申上候、寬永十三年之時分、 二二五 御伊勢様江參宮 而候事 中候、 儀、座主大夫其外地下中衆、野間口彥左衞門殿、 德雲庞住持宗文、 所德雲施先祖以來、 日高九兵衞殿、 々被存知候、當所祈願所實持院へも、 再興之砌、 近殿實持院并慶地施ヲ每々賴上、 兵衛殿御詣被成。 仕候證據人、江戶 其上德雲庵御本尊御阿彌陀一躰、 拙者分別ヲ以、 野間口彦左衛門殿、 其外日高九兵衛殿、 御存知二 我等旦那之故、 六官太郎作同行仕候、 當津出入之船、八九年中勸進仕、 一而候。 祈念物詣仕候儀何れも所中之衆、 尤每月御月待、 先祖之石塔ヲ立置、 神川治右衛門殿、 右同前之勤ヲ以建立仕候、棟書可有御座與存候、 野間口彥左衞門殿、 拙者作立于于今當寺へ御座候、 其外大坂ニ而も住吉。 日高九兵衞殿、 御日待おこたらず仕候、 杉原新介殿、 二季之彼岸并盆正月、 內田才右衛門殿、皆々所中之衆、 御建立之刻、 內田才右衛門殿、 細 其外地下衆皆々被存候事、 天王寺、 日參仕候儀、 女御存知候, 右證據人正龍寺御住持梅屋 叉成川之清源庵并有馬右 白銀六百目余、 何 B 所中之衆迄、 又 おこたらず相勤 山川 右證據之衆、 奉加仕候 网 御存 權 日高九 叉當

山川兩權現江歌人七拾武枚、 才右衛門殿、 野間 口彥左衞門殿、 吾等寄進仕候事、 何も細々御存知ニ而候事、 證據へ當座主實積坊左京大夫、 尤右證據人衆、 鈋 日高九兵衛殿、 々押札ニ而, 印形慥 内田

二被成置候事

江戸へ大迫船之上乘被仰付、 ~御存知ニ而候、又成川之御諏訪大明神每年出家衆ヲ賴付、 罷下候時分も、兩權現宮へ御神樂ヲ上、 千度詣ヲ仕、經ヲ讀、 出船仕候事、 座主太夫、社家 七日参、 其

事 外精請之信心仕候事。 勤行仕候事。 御伊勢様、 何も諸人御存知之前二而御座候、 日參之祈精仕候儀、御寺之僧衆、皆々御存知二而候 清源施丼右近太夫、細々被存知候、其外月待、日待、每月出家衆、山伏ヲ賴 然處去年六月6十二月迄、鹿兒島興國寺へ寺領仕候

又市郎様、先年高麗へ御渡海之時分、 其己前も天竺、天川江渡唐之砌、南林寺へも、鐘壹寄進仕置申候、于今有之儀、 候、證文有之候事 御船頭役被仰付砌は、泊之大智院へ大般若經壹部、寄進仕置 證文所持仕居候

御不案之儀、被聞召上候ハヾ、拙者事へ不及申ニ、右證據人迄、同罪ニ曲事可被仰付候 宗旨二而候へ共、內府様、得御意被仰付候旨、任上意何事も御奉公之儀候故、 已後則禪宗ニ罷成、證據人相立、銘々印形仕せ、其上拙者事於護摩所、神文仕、差上申候、乍此上 右此節鬼利死旦宗旨御改ニも、 寛永十一年戊三月日 每年參範仕候事、 稠敷御念儀被成候二付。 當所慶地庵へ神川治右衛門殿同行仕、 口上書ヲ以委細申上候、 度々參詣仕候事 大迫吉之丞 御受仕候處二、 拙者事 判 以上 數寄不申 歸朝

御口事聞衆御人衆中

外ニ證據人押札九ツ有、銘々印形有之候事、右條書本書物之通ヲ書寫申候 三原次郎左衞門御取次ニ而、差上申候、證據人銘々印形被仕せ、本書物御書判仕、 右本書物へ、我等鹿兒島へ持参仕候處、 日高九兵衞殿る、御受取可被成由候ニ付い 指上申候 九兵衛殿同道仕、

## 巳八月五日(寛永十六)

時に、 此の文書の内容の考案は多端に亘るべきものがあらう、 た 予嘗て之れを考究したことがある。このニンジツは二州のなまりであらう。 氏の海外宛ての書狀に依て同氏の對切支丹對策につきて考へておきたい。 支丹宗旨を信奉するに至る來歷である。 つた。 間せしめなかつた理由であらう。 うが、一は島津氏の説得が容易でなかつた事も、彼をして長く鹿兒島に留らしめず、 で布教するには相當の因難があつたのであらう。 れるやうに、 へ、一翁といひ、南浦文之の師匠である。 た様子もないのである。 伴天連ビレラが比叡山に登つて 切支丹佛法の宣布に闘する 許容を天台座主から得ようとしたと思は 釋徒の長官ニンジツを訪問し、 ザビエルは舊佛法徒との間に、 ザビエルは京都に上りまづ布教の根本を固めようとして上洛を急いだのであら 然るに島津氏はその後切支丹の布教を許し、等ろこれを歡迎するに至 後これを宗論をして説破したといふ事が西教史等に見えてゐる。 此の點をまづ考へたいが、それに先だつて、前に紹介した島津 市來の龍源寺に住し、 事の起らないように計劃したのであらう。 島津氏も直に新たなる天竺到來の切支丹佛法に歸依 けれども其の最も注意すべき點は、吉之丞が切 島津氏の教學に關係する所が多かつ ザビエ 二州は挂庵以來の宋學を傳 ルが初 叉再度鹿兒島を訪 それだけ鹿兄島 め鹿兒島に來た

依然でして其の令が生きてゐたことは慶長十年家康からフィリツピン太守に贈つた書(異國往復書翰集 豐臣秀吉は天正十五年に禁教令を布き、 家康の時代になり、其の禁敎令が否認されてはゐない。

天連 7: 長レ どある。 つた。 フイリツピン諸島志より轉載せり)に「閣下其地より屢々日本にある諸宗派に付きて説き、又多く望む所 ك 四月パードレ・モラーレス外四人甑島に上陸し、更に京泊に移つた。 慶長十一年正月の義弘のフイリツ 申出でた。 日本西教史には慶長六年マニラに入港した日本商船船員中、切支丹信者數名あり、 其の一人であつた船 の中には、 たやうである。蓋し通商の繁昌を希ふあまり、 大に尊敬せり」と云ふ一節がある。 あ フライ・ミゲル・デ・ペナピデスに與へた書状には、 ン太守宛ての書紙は此の事に言及してゐる。 同派の ア (巴禮)の島津領内滯在の事をあげ、 慶長の初めから同十八年迄の間に、外國に送つた家康秀忠の書翰は、 久しく約を處し難し」と云つてゐる。 而して其の次に、 島津氏は報を得てキザエモンの船をマニラに寄らしめて宣教師の派遣を勸説した。 進んで宗教を迎へんとするものもあつた。今その一般は姑く措き、島津氏について云はう。 キザ 予は之を許すこと能はずい 同地區長フワン・デ・サント・トマスは島津氏に書し、 工 七 2 は 在 何か此の件天連から依頼を受けて、 7 = ラの サ しかし之れが處罰等の事もなく、 何となれば我邦は神國と稱し、 ント・ドミンゴ派の寺に参詣し、 其の人と爲りに言及し「智慮過人、 かうした政策を執らざるを得なかつた。 慶長九年フイリツピン太守より、徳川家康に贈つた書状 此の時同時に義弘のフイリツピンの大司教アルソビスボ サント・ドミンゴ門派 一諾はしたが「陋邦避地 宣教師を島津氏領内に送らんことを 其の態度が頗る曖昧なるものがあ 偶像は先祖の代より今に至るまで 日本宣教の有望なる事を吹聽 宗教に言及することを避け 風標拔俗。 (山厨 和 此の間 (島津 是故我敬信」 明教院) 地方大名 の件

島津氏の南方交通

れた船頭か、 意味判然しないやうであるが、切支丹信者として挨拶をしながら、 うした諒解の下に大迫吉之丞が商賣に往く爲め 殊更信者になつたといふ 右長文の文書の一段は誠に興 家康に謁見せんことを義弘に依頼したのであらう。 に 丹の信者たる事につき深き考察を要求せしめるものがある。 信者たる事について類推させられる點が少くない。 丞の切支丹信者になるについては、家康の許可まであつた事である。 れた船頭に「しんによろ、 にある。 の深い感が起るのである。 つた事を申譯けしてゐるのであらう。 (家康) に謁見せんと欲す」とあり、恐らく島津氏の國にゐた伴天連が、 「山厨 これは大迫氏にのみ課せられた負擔ではあるまい。 ・羅明の教寺(門派)の巴禮 商人かであらうと思はれる者に「窪田與四郎ミゲル」がある。 更に注意すべき事は、吉之 めりな」とあるのも信者であつたらう。 又慶長十年密西耶行き朱印を與へら 就中「あいさつをいたし、御用等をも可相達由」とある點である。 (件天連) 薩に寓し、 島津氏の切支丹政策が右義弘の書狀等に依て略ぼ諒解され 更に大きく言へば當時の切支丹大名、商人等が切支 而して義弘は事情を察して直に其の要求に應じなか 諸瑪(二字不明)名高(都)に往いて聖上 渡海朱印帳元和元年呂宋行き朱印を與へら 主君の真實の用命を達せようとい かうした點については支倉常長の 島津氏の紹介により東上して 此の一句

の點宗教的信仰に興味の薄い現代人には想像以上のものであつたらしい。 とも眞面目な信者の起居をなすことを怠らなかつたらしい。 進んで考へさせられる事は、 動機のいかんに係はらず、 一旦信者になつたこなれば、 否な多分眞の信者になつたと思はれる。此 それでなければ、再び轉んだ 眞面目な、少く

とい ふ事に對して、右文書に見るが如き其の證據の列擧に苦む筈はないと思ふ。

であつたので、轉宗と同時に禪の血脈證文を取り、更に改宗の實否に關する證據人を出してゐる。 以後になつて宗旨人別改めの制度が確立するのである。「予の蒐集せる大村文書(長崎縣) 次に吉之丞の轉んだのは、 以後寬永十六年迄に、年々禁教の度が高められ、其の間に宗旨改めが追々形體を整へ、それが寬永 等に依て寛永時代の宗旨改めの一面を知ることが出來る。 慶長十八年の禁教、 件天連等の放逐といふ嚴令の直後であつたと思はれ この大迫文書に據れば、 **澁谷文書**(廣 旦那寺が禪宗

後に、 等にも参考とすべきものである。 事質は、大迫家の山川に於ける生活が剛氣なものであり、 州に比してかくれ切支丹の活動は決して少いのではなかつた事を證するに十分であり、 てゐた。文書は稍々疑ふべきものがあるやうであるが、內容は正しいものである。 此 の兩權現の爲め、吉之丞は山川港に出入する船に勸進して、八九年間に銀八百目を集めた事、之れ等の 次に切支丹に關係なき事であるが、惟新が枚聞神社参拜の途上、大迫の家に三泊してゐる事、又山川 の外此の文書について考ふべき節は敷々あるが、 次に附載するが如き文書を發見した。 それは十字架を紋所とした軍旗、麻上下など、一所になつ すべてこれを後日に譲り、 大身な武士以上のものであつた事を物語る。 偶此の文書を發見した前 島津氏領内にも北九 大迫文書の研究

#### 申 上

長崎入船前、 島津氏の南方交通 南蠻伴天連貮人、 日本吉利支丹に立入候者壹人、 薩州甑島ニ隱れ居候、

屆 唐人へ歸帆せし者ニ候、 利支丹宗門二成居候趣、 出候處搦捕。 平田惣八、 及白狀候 内貮人へ長崎ニ送り、 柳田定右衛門被懸糺明之處。 壹人へ薩州之者大村ニ送候、 唐人と中合。 禮銀貳拾賞を出し、 此者先年天川へ渡り、 以便船卸候

元和九年亥七月十六日

大目付衆中 江

代官 富永次郎左衞門(黑印)

船つきに對する構へ方によく似てゐる。 の山川灣に臨む形勢は伊豫の二神島の二神氏、備後の走島の村上氏、 族日高家、其の他大迫一卷きの家が並 同家の倉庫か何かの所在地でそれが山川港の船つきの中央部に臨んでゐる。 本宅であつたらしく島津惟新の宿した茅宅もこゝにあつたのであらうと種々空想に耽つて見た。 家となつてゐる。 部寺屋敷となり現在は國民學校の敷地になつてゐる。 大迫家の末は今に存してゐる。 段々調査した結果もその山川の町の本通りから今の海岸通りに亘つて屋敷があつた。 先頃第三回目の山川訪問を試みた。 不思議にも昔廣かつた其の屋敷の西北隅にさるやかな薩摩風 んでゐたのである。 處の人には大迫家の昔の事が一向傳 其の向ひ、即本通りと海岸の通りの間 日高家も少」は古文書を傳へてゐる。 安藝の蒲苅島の多賀屋氏の舊宅 文書の中に出て來る麓の士 本通 へられてゐな のひくい の屋敷が の南側が それが 大迫家

だけはたしかである。 文書に出て來る旗は絹製で、縱三尺四五寸、巾二尺位、安南製のものであらうか。 日本製でないこと